

妊婦等への支援の充実について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により妊婦の不安や負担が増大する中、妊婦の置かれている状況の確実な把握をはじめ、「予期せぬ妊娠」による孤立を防ぐなど、支援を必要とする妊婦に対して、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供し、「スーパースマートシティ」の実現に資する、住み慣れた地域で、安心して子どもを産み、育てることができる「地域共生社会」の構築の推進を目的とする。

2 背景

- ・ 本市においては、これまで、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による面接を実施してきたが、専門職を配置していない地区市民センターや出張所においては専門職による面接を実施していない。
- ・ 地区保健師等による継続的な支援が必要な妊婦や、産後うつ等の疑いのある産婦が増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響による先行きへの不安や交流の制限など、更なる妊婦の心理的負担の増加も懸念される。
- ・ また、全国的には、「予期せぬ妊娠」により社会的に孤立し、生まれた子どもへの虐待につながるケースもあり、早期に相談できる体制の整備が必要である。

3 実施内容

(1) 「保健センター」での母子健康手帳交付・妊婦面接の実施（土日の対応は県内初）

- ・ 土日も開館しており、働く女性や同行を希望する父親も利用しやすい「保健センター」に、高いアセスメント能力と専門的知見を持つ母子保健コーディネーター（助産師又は保健師）を新たに配置し、母子健康手帳の交付や妊婦への面接を実施するとともに、必要に応じて継続的な支援につなげていく。
- ・ 「保健センター」での母子健康手帳交付の開始に合わせて、専門職を配置していない地区市民センター（9箇所）や出張所（4箇所）での妊娠届出書の受理を廃止する。

⇒ 【交付窓口の変更】

変更後の母子健康手帳交付窓口（計7箇所）

子ども家庭課（本庁舎2階）、保健と福祉の相談窓口（本庁舎1階）、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センター、河内地区市民センター、保健センター

(2) 妊娠SOS相談事業の実施（相談窓口の開設）

- ・ 子ども家庭課（本庁舎2階）や、若年層も来所しやすい「保健センター」において、性に関する正しい知識の普及啓発や妊娠SOS相談窓口の開設により、妊婦等への相談支援に取り組む。

4 効果

- ・ 母子健康手帳交付時の妊婦との面接により、妊娠中から顔の見える関係を構築するとともに、個々の状況に合った支援策を妊婦と一緒に検討し、地区保健師等による寄り添った継続的な支援につなげることができる。
- ・ 「予期せぬ妊娠」に対し、より一層相談しやすい環境を整備することで、支援が必要な方をこれまで以上に早期に把握・支援することが可能となる。

5 周知

- ・ 産婦人科医療機関を通じた案内
- ・ 市広報紙や市ホームページへの掲載

6 今後のスケジュール

令和4年4月1日 妊娠SOS相談事業の開始

5月9日 「保健センター」での母子健康手帳交付・妊婦面接の開始
(交付窓口の変更)